

会費負担金等に関する規程

平成元年4月1日 制定
平成17年3月12日 一部改定
平成18年3月11日 一部改定
平成22年 5月23日 一部改定
平成23年 5月22日 一部改定
平成24年 5月27日 一部改定

- 第1条 この規程は定款第7条に定める会費（以下、「会費」という。）及び会員が納入すべき金額の納入について必要事項を定めるものとする。
- 第2条 会費額は年額7,000円とする。
- (1) 一般社団法人北海道放射線技師会に入会しようとする者は、会費とは別に入会金5,000円を納入しなければならない。
- (2) 診療放射線技師籍登録年度内の入会者に限り、初年度は入会金のみとし会費は徴収しない。
- 2 入会の時期による会費の割引はしない。
- 3 会費の納期は毎年度9月30日とする。
- 第3条 会費未納のまま退会し、再入会しようとする会員は、退会時における未納会費を全額納入し、さらに入会金を納入しなければならない。ただし未納会費の請求額は最高2ヵ年度分までとする。
- 第4条 臨時または追加分のあるときは、その都度徴収する。
- 第5条 既納の会費は、過払いおよび二重払いの場合を除き返却しない。

附 則

- 1 この規程は平成元年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。
- 3 この規程を改廃するときは、理事会が発議し、総会の決議によらなければならない。
- 4 この規程は、平成23年5月22日に改定し、平成23年度分から適用する。
- 5 この規程は、平成24年5月27日に改定し、平成24年度分から適用する。